

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 森戸 義貴 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎7階
契約締結日	令和 6年 4月 1日
契約の相手方の 氏名及び住所	一般財団法人不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥3,515,232-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥3,515,232-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1 件 名：宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務

2 履 行 場 所：九州地方整備局建政部建設産業課

3 契約の相手方：一般財団法人不動産適正取引推進機構

理事長 青木 由行

住 所 東京都港区虎ノ門3丁目8番21号第33森ビル3F

電 話 03-3435-8111

4 理 由：

宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務は、宅地建物取引業（以下「宅建業」という。）に係る免許事務等を行う国土交通省（地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。）及び47都道府県（以下「免許行政庁」という。）に設置される専用端末機から送信される宅地建物取引業者に関するデータを、電算機を使用してデータベース化するとともに、当該データベースの稼働状況の運用管理等を行うものである。

免許行政庁が登録する業者データを電算処理によりデータベース化することにより、宅地建物取引業者間における専任の取引士の名義貸し等の防止や免許情報等を免許行政庁間で共有することによる免許審査及び指導監督業務の適正化が図られるものであるが、その稼働処理にあたっては、②極めて公益性の高い行政事務の一部を分担するため、営利を目的としない中立公正な組織で、非常時の対応等、専門的な知識を有する相当数の人員の確保ができる相手と契約しなければならない。

また、①すべての免許行政庁が同一のシステムを活用する必要があることから、システムの管理・運営については、国土交通省（当時：建設省）と47都道府県との間での取り決めにより、上記法人を管理運営機関として決定しているものであり、現在まで安定的な稼働が行われていることから、引き続き上記法人を唯一の契約相手方とせざるを得ないものである。

以上の理由から、本業務については、一般財団法人不動産適正取引推進機構と随意契約を締結するものである。

【根拠条文】 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号

(随意契約理由書作成者)

建政部建設産業課長